



多賀城市景観計画

平成27年4月

多賀城市

はじめに

多賀城市の礎は、神亀元年（724）東北全域における政治・軍事の拠点として創建された「多賀城」に由来します。市内には多賀城跡をはじめ多くの遺跡があり、それらは市域の約4分の1にも及ぶなど、多くの歴史に彩られたまちであります。

また、「壺碑」や「末の松山」、「沖の井」などの歌枕も点在し、俳聖松尾芭蕉は、紀行文『おくのほそ道』に多賀城を訪れた時の想いを綴っています。

さらに、江戸時代、八幡の領主天童氏が造った「加瀬沼」や、伊達政宗が発案したとされる日本最長の運河である「貞山運河」には、先人達の開発の足跡も残されています。

このような悠久の歴史や文化こそが本市の根幹をなすものであり、かつて東北地方において、都からの文化を吸収し発信するとともに、そこから人と物の交流が生まれた由緒ある地であることを私は誇りに思います。

これまで多賀城は「史都」という呼称を付け表してきましたが、私は司馬遼太郎氏の著作「街道をゆく」の一節にあった「多賀城そのものが、詩であると言える」という言葉を引用させていただき、この多賀城を「詩都」とも呼称するよう提唱しております。

「史都」としての歴史の重みに加え、都市としての重厚さが増すものと思っております。

長い歴史の中で、先人が営々と築き上げてきたこのすばらしいまち多賀城を未来に引き継ぐとともに、「詩都」と表現した風情、風景を維持・向上させ、魅力的なまちづくりを市民の皆様とともに、創造してまいりたいと考えております。

このようなまちづくりを実現するために、景観法に基づく景観計画を策定いたしました。本計画を策定したことにより、歴史的な町並みや景観の保全、良好な住宅地景観の創出など、復興とともに美しい街の発展に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見を賜りました地域の皆さまに対しまして厚く御礼申し上げます。



平成27年4月 多賀城市長 菊地 健次郎

目 次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 計画の目的・位置づけ	2
(1) 計画策定の目的	2
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画の見直し	3
第3章 多賀城市における景観まちづくり	4
(1) 多賀城市における景観まちづくりの意義	4
(2) 市民協働による景観まちづくりの推進	4
第4章 多賀城市の景観の特徴	5
(1) 古代多賀城を象徴とする歴史景観	6
(2) 田園と小丘陵が織りなす自然景観	7
(3) 砂押川から貞山運河につながる生態系豊かな水辺景観	8
(4) 農地と調和した平地部の広がりのある住宅地景観	9
(5) 地形の起伏が特徴づける丘陵地の住宅地景観	10
(6) 鉄道駅周辺や幹線道路沿道の賑わい景観	10
(7) 仙台港の背後に広がる工業地景観	10
第5章 多賀城市の景観特性及び課題	11
5-1 景観の特性	11
(1) 景観の構成	11
(2) 歴史的景観	13
(3) 自然的景観	16
(4) 都市的景観	19
5-2 景観形成の課題	22
(1) アンケート調査による景観に関する市民の主な意見	22
(2) 景観形成に関する課題	24
第6章 景観計画の区域	28
第7章 基本構想	29
7-1 景観形成の基本理念	29
7-2 将来の景観像	30
7-3 役割と取組み	31
7-4 基本目標	32
7-5 基本方針	34
(1) 歴史	34
(2) 自然	36
(3) 都市	38
(4) 人（交流）	40
7-6 建築物等による景観形成	42

(1) 建築物等の景観への配慮	42
(2) 建築物等の要素別配慮	43
第8章 景観重点区域	45
(1) 景観重点区域の設定	45
(2) 景観重点区域の基本方針	47
第9章 良好な景観形成のための行為の制限	55
9-1 届出対象となる行為等（景観法第17条第1項関係）	55
9-2 建築物（景観法第16条第1項第1号関係）	55
(1) 届出対象	55
(2) 建築物の景観形成基準	56
9-3 開発行為（景観法第16条第1項第3号関係）	58
(1) 届出対象（法第16条第1項第3号）	58
(2) 景観形成基準	58
第10章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号関係）	59
10-1 景観重要建造物の指定の方針	59
10-2 景観重要樹木の指定の方針	62
第11章 景観重要公共施設の整備に係る方針（景観法第8条第2項第4号関係）	65
11-1 景観重要公共施設の整備方針	65
11-2 占用許可の基準	67
第12章 景観形成の推進方策	70
12-1 景観施策の推進	70
12-2 関連施策との連携	70
12-3 景観法による制度等の運用	71
12-4 市民による景観まちづくりへの支援	71
参考資料	73
特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画との関連性	73
(1) 届出対象	73
(2) 景観形成基準	73
行為の制限の届出手続き（例）	74
市民懇談会の取り組み	75
関係団体等意見交換会	78
庁内ワーキング会議	80